



学校いじめ防止基本方針

加茂郡白川町立白川中学校

令和2年5月改訂

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義と判断

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項（以下、「法」という。））

上記の定義に即していじめに該当するかどうかを判断する。本人が否定したり、ふざけていじる行為であつたりしても、該当生徒の周辺の状況等を客観的に確認し、特定の職員のみでなく校内いじめ防止・対策委員会で判断する。

(2) いじめの問題に対する基本的な認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」こと
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」こと
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」こと
- ・「いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格形成に多大な影響を与え、時には生命や身体に重大な危険を生じさせ得る可能性がある人権に関わる問題である」こと

(3) いじめの問題に対する学校としての基本的な構え

- いじめが確認されたら、最優先課題として必ず24時間以内に問題解決に向けて動き出す。
- 学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見、早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守り抜く。
- 全ての職員が常に生徒の小さな変化に敏感に気付く姿勢づくりをし、組織全体で対応する。
- 全教育活動を通じ「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を生徒一人一人に徹底するとともに、いじめ防止に関わる生徒の自発的・自治的な動きを生み出す。
- 「いじめをしない、させない、許さない学校・学級づくり」のために、生徒一人一人を大切にすることが重要であることを共通認識し、職員の意識や態度の醸成に努める。
- 「いじめの解消」の定義を踏まえ、3ヶ月以上いじめの行為が止んでいたとしても、いじめが解消したと判断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導・支援を行い、保護者との連携を図りながら見届ける。

「いじめ解消」の定義

少なくとも次の2つの要件が満たされていること。

- いじめにかかわる行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者との面談を通して確認する）

2 いじめ防止・対策委員会について

法第22条に基づき、校内に「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

〈校内委員〉校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主事，
教育相談コーディネーター，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，
各学年主任，当該生徒の学級担任，スクールカウンセラー

〈校外委員〉白川町教育委員会，PTA代表，学校運営協議会委員代表

※事案発生時は校内委員が中心となって全職員で対応する。

※校外委員は必要に応じて招集する。

(2) 役割

- ①「学校いじめ防止基本方策」の策定，実施及び検証
- ②いじめの早期発見のための事実の確認状況，態様等を整理・共有
- ③いじめの認知
- ④対応方針の検討・決定
- ⑤全校指導體制のコーディネート及び指導経過の共有
- ⑥再発防止の具体策の検討・決定
- ⑦いじめ防止のための職員研修の実施

3 いじめの未然防止のための具体的方策

全教育活動の中で自己を見つめ，他を思いやる心を育てる人権教育の充実を図ることでいじめの未然防止に当たる。全職員が共通理解・共通行動を徹底し，日常生活で生徒の安心感を生み出す。

(1)「白中人権宣言」を核とした生徒会活動を充実する。

- ・生徒会で進める自治的活動「4本柱」の推進
- ・「認識力」「行動力」「自己啓発力」を高める「人権学活」「人権集会」の開催

(2) 学ぶ喜びを実感できる教科指導を充実する。

- ・「分かった」「できた」という達成感を味わうことができる授業の推進
- ・安全・安心で誰もが集中して学べる教室の整備
- ・互いの考えや表現を認め合う対話的な学びの推進

(3) 自己有用感や自己存在感を高める取組みを充実する。

- ・職員による生徒のよさの積極的価値付け，位置付け
- ・仲間相互でよさを認め広げる，生徒会で進める「グッドレター」活動を推進する。

(4) 人権やいじめについて考え，自己を見つめさせ，自己指導能力を高める場を設定する。

- ・自分を見つめ人間としてよりよい生き方を考える道徳の授業及び体験活動の充実

- (5) 外部講師招聘による情報モラル教育の推進と、生徒及び保護者への積極的な啓発をする。

4 いじめの早期発見のための具体的方策

- (1) 「心のアンケートにより実態把握と情報収集をする。(随時)
- (2) 「教育相談アンケート」により実態把握と情報収集をする。(年2回)
- (3) 教育相談，二者懇談により悩みや不安を解消する。(アンケートの利用)
- (4) 生活記録ノート「自己を見つめる」の記述内容から生徒の状況を把握する。(毎日)
- (5) 気になる生徒の情報交流と共通理解をする。(週1回の生徒情報交流, 教育相談委員会, 主任会, 随時)
- (6) いじめ防止・対策委員会を実施する。
- (7) 気になる情報についての保護者との情報共有と見守りをする。(随時)
- (8) スクールカウンセラーを効果的に活用する。(巡回, カウンセリング)
- (9) 生徒や保護者へ外部相談機関を周知する。

5 いじめに対する早期対応の具体的方策

- (1) いじめについて、発見した24時間以内に速やかに「いじめ防止・対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
・危機管理マニュアル「いじめ対応フロー図」に基づいた組織的な対応
- (2) いじめを受けた生徒の立場に立ち、詳細な事実確認を実施する。

いつ (When), どこで (Where), だれが (Who), なにを (What),
なぜ (Why), どのように (How)

- (3) いじめ防止・対策委員会で調査状況を確認し、再発防止の具体策をとるとともに、必要に応じて外部機関と連携する。
- (4) 事実に基づき、いじめた生徒への指導といじめた側といじめを受けた側の双方の保護者への報告を実施する。
- (5) いじめた生徒には、相手の苦しみを理解させ、行為の問題点となる意識について指導する。(いじめた生徒とその保護者には、いじめられた生徒及びその保護者に対する謝罪を促す。)
- (6) いじめが悪質な場合(傷害, 恐喝など)は、被害者の保護者と相談の上、警察等の関係機関と連携を図り指導する。
- (7) いじめの指導が終わっても、カウンセリングなどを通してこころのケアを継続し、被害生徒へのいじめが解消されるまで見守り続けるとともに、二次被害や再発防止にむけた中・長期的な取組みを継続する。
- (8) 各職員は、いじめに係る情報を適切に記録し、生徒指導主事が集約する。(5W1Hで)

6 いじめ未然防止, 早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備考
4月	・学校便り, Webページによる「学校いじめ基本方針」の発信 ・4月職員会で「学校いじめ基本方針」を共通理解	「方針」の確認 町教委への報

	・ P T A 総会で「学校いじめ基本方針」を説明	告（毎月）
5月	・「心のアンケート」（記名式）の実施 ・職員研修（心の健康教育）	
6月	・各学級での「人権学活」の実施 ・生徒会主催による「人権集会」の実施 ・「グッドレター」の開始	
7月	・「教育相談アンケート」（記名式）実施 ・二者懇談（教育相談）の実施 ・町保健師による「SOS の出し方」講座の実施（1 学年） ・授業参観，学級懇談会 ・職員研修（教育相談）	第 1 回県いじめ調査
8月	・ 1， 2 年希望保護者二者懇談， 3 年生三者懇談の実施 ・職員研修（自殺未然防止）	
10月	・職員研修（ネット上のいじめ）	
11月	・「教育相談アンケート」（無記名式）の実施	
12月	・各学級での「人権学活」の実施 ・生徒会主催による「人権集会」の実施 ・三者懇談の実施 ・生徒向けの情報モラル教室の実施	第 2 回県いじめ調査
1月	・職員による次年度の取組み計画	
2月	・生徒会総括集会での取組みのまとめ	
3月	・学校便り等による次年度の取組み等の説明	第 3 回県（国）いじめ調査

7 「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより生徒の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき，いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することをよぎなくされている疑いがあると認めるときについては，以下の対応を行う。

<p>「重大事態」とは</p> <p><input type="checkbox"/> いじめにより生命，心身または財産に重大な被害が生じた事態 （法第 28 条第 1 項第 1 号）</p> <p><input type="checkbox"/> いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態 （法第 28 条第 1 項第 2 号）</p> <p>想定されるケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な障害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 ・ 年間 30 日以上欠席があった場合

(1) 白川町教育委員会へ第一報をすみやかに報告する。

- (2) 当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、白川町教育委員会の指導のもといじめ防止・対策委員会が中心になって、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして、白川町教育委員会に報告し、調査を行う。生徒または保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないままいじめによる重大事態ではないと判断できないことに留意する。
- (4) 上記調査を行った場合は、調査結果について白川町教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供するとともに、当該生徒のケアを行う。
- (5) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (6) いじめの指導が終わっても、カウンセリングなどを通してこころのケアを継続し、被害生徒へのいじめが解消されるまで見守り続けるとともに、二次被害や再発防止にむけた中・長期的な取組みを継続する。

8 保護者の役割

法9条に則り、学校はPTAと連携し、保護者に対して以下のような役割を果たすよう働きかけを行う。

- (1) 日頃から子どもとの対話を心がけ、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校に相談したりしながら、子どもへの支援に努める。
- (2) いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを説明し、十分理解させるように努める。
- (3) いじめが疑われるような情報を得たときは、安易に判断しない。同時に、子どもにも無関心な立場をとらせるのではなく、深刻ないじめに陥らないよう止める勇気を持つことや、学校に相談することなどを助言するように努める。
- (4) いじめが疑われるような場面を見たときは、その場で一声かけるように努めるとともに、学校への情報提供をするように心がける。
- (5) 子どもがいじめをしてしまった場合は、保護者としての責任の取り方を子どもに示すよいチャンスだと捉え、被害生徒とその保護者に謝罪するとともに、帰宅後には改めて子どもに事の重大さを諭すことに心がける。
- (6) 子どもがいじめを受けた場合は、学校等とも相談をしながら、子どもの心に寄り添い、問題を乗り越えることができるよう支援する。
- (7) 日頃から、スマートフォン等の正しい使用について親子で話し合いをもち、ネット上の誹謗・中傷などを絶対しないよう、家庭での約束作りに努める。

9 学校評価における留意事項

学校いじめ基本方針に基づく取組み状況を積極的に評価改善するために、次の2点を加味し、適性に学校の取組みを評価する。

- ①いじめの早期発見の取組に関すること

②いじめの再発を防止するための取組に関すること

10 個人情報（アンケート等）の取り扱いについての留意事項

- アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は保存期間を5年とする。
- 事案発生時は事案の概要、指導の方向・方法・経緯、生徒の意識、保護者の反応の記録を残す。
- 事案については記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における引き継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

平成26年3月策定
平成31年3月改訂
令和元年8月改訂
令和2年5月改訂